

令和6年度第2回
札幌市環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2024年10月17日（木）午後3時開会
場 所：Web会議

札幌市環境局

1 出席者

(1) 第12次札幌市環境影響評価審議会委員

- ◎坪田 敏男 北海道大学大学院獣医学研究院 教授
○渡部 要一 北海道大学大学院工学研究院 教授
秋山 雅行 (地独) 北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所
研究推進室研究調整G 主査
小幡 宣和 札幌学院大学法学部 准教授
片山 めぐみ 札幌市立大学デザイン学部 准教授
河合 久仁子 東海大学生物学部 教授
北岡 真吾 北海道大学サステイナビリティ推進機構 特任准教授
高橋 英明 (地独) 北海道立総合研究機構 フェロー
奈良 顕子 (一社) 北海道建築技術協会 常任理事
福原 朗子 北海道科学大学工学部 講師
水島 未記 北海道博物館 自然研究グループ 学芸主幹
計 11名 ◎: 会長、○: 副会長

(2) 事業者

・発寒清掃工場更新事業

(事業者) 札幌市環境局環境事業部施設建設担当部長 早川 正志

- 〃 施設建設担当課長 嶋原 亮
〃 施設管理課施設建設担当係長 常本 雄亮
〃 施設管理課施設管理担当 富樫 理人
〃 施設管理課施設管理担当 大島 純
〃 施設管理課施設管理担当 成田 知起

(環境影響評価の委託を受けた者) エヌエス環境株式会社 札幌支社 3名

(3) 事務局

札幌市環境局環境都市推進部環境管理担当部長	高田 誉之
〃 環境共生担当課長	坂田 一人
〃 環境共生担当課環境共生係長	石田 陽子
〃 環境共生担当課環境共生係	村上 佑太

2 報道機関・傍聴者

なし

1. 開 会

○事務局（坂田環境共生担当課長） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第2回札幌市環境影響評価審議会を開催いたします。

本日は、ご多用のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

環境共生担当課長の坂田でございます。

今回も、前回までと同様にオンライン形式で開催させていただいております。

また、札幌市情報公開条例の規定に基づき、本会議は傍聴希望者に向けてユーチューブにて限定公開という形でライブ配信しておりますことをご報告いたします。

なお、議事録作成のため、本会議映像を録画しておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、開会に当たりまして、環境管理担当部長の高田よりご挨拶申し上げます。

○高田環境管理担当部長 札幌市環境局環境管理担当部長の高田でございます。

本日は、お忙しい中、令和6年度第2回環境影響評価審議会にご参加いただきまして、心より御礼申し上げます。

本日の会議では、前回に引き続きまして、発寒清掃工場更新事業に係る方法書についてのご審議をお願いしたいと存じます。

去る8月22日に開催いたしました第1回審議会では、委員会の皆様から貴重なご意見、ご質問を頂戴いたしました。今回も、当該事業環境保全上、より望ましいものにしていくため、引き続き専門的な見地からのご意見を頂戴したく考えておりますので、活発なご審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（坂田環境共生担当課長） まず最初に、本日の資料について確認させていただきます。

事前にメールで送付させていただいておりますが、次第、委員一覧、事業者関係出席者名簿のほか、発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書として、資料1-1、第1回審議会における委員意見及び事業者回答について、資料1-2、住民説明会における意見及び質問等、資料1-3、見解書、補足説明資料、大気質調査地点の追加についてとなっております。

なお、評価書図書の本書、要約書については、事前審査時に送付させていただいております。

資料は以上となります。

本日は、委員15名のうち、現時点で9名の出席をいただいております。

以上から、札幌市環境影響評価審議会規則第4条第3項の規定に基づいて、この会議が成立していることをご報告いたします。

なお、石塚委員、伊藤委員、奥本委員は所用により欠席、石川委員と福原委員、水島委員については遅れての参加となっております。

委員の皆様におかれましては、ここでカメラをオンにさせていただきますよう、ご協力を

よろしくお願いいたします。

では、これからの進行につきましては坪田会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

2. 議 事

○坪田会長 それでは、進めさせていただきます。

本日は、先ほど話がありましたように、札幌市発寒清掃工場更新事業の審議が予定されております。終了予定時刻は16時頃を予定しておりますので、委員の皆様におかれましては、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題は、発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書についての第2回目の審議でございます。

前回に引き続き、事業者の方々に当審議会への出席をお願いしております。

まず、これまでの手続、経緯説明等、当審議会への諮問がありますので、事務局からお願いいたします。

○事務局（石田環境共生係長） 環境共生係長の石田からご説明させていただきます。

まず、手続経緯についてです。

本事業は、札幌市環境影響評価条例における第1種事業として、事業者である札幌市長から方法書が送付され、令和6年8月7日から9月9日までの1か月間の縦覧及び9月19日まで意見募集が行われました。

この間、市民の皆様からの意見書の提出が1件あり、それに対して事業者より10月9日に見解書の提出がありました。

次に、諮問についてです。

諮問前の審議としまして、8月に第1回目の審議を行っていただいていたところがございます。このたび、市長意見の形成のため、当審議会に正式に諮問させていただきたく存じます。

それでは、審議に先立ち、札幌市環境影響評価条例の規定に基づき、札幌市長より諮問させていただきます。

環境管理担当部長の高田より諮問させていただきます。

○事務局（高田環境管理担当部長） それでは、代読いたします。

札幌市環境影響評価審議会会長坪田敏男様。

諮問書。

発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から意見を述べるに当たり、札幌市環境影響評価条例第14条第2項の規定に基づき諮問いたします。

札幌市長秋元克広。

以上でございます。

○坪田会長 ただいま諮問をいただきました。委員の皆様方のご協力を得て議論を進めていきたいので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、前回の審議概要の振り返りについて事務局からお願いいたします。

○事務局（石田環境共生係長） それでは、お手元の資料1-1をご覧ください。

第1回審議会における委員の皆様からのご意見、ご質問及び事業者回答について、簡単に振り返りさせていただきます。

委員の皆様から5点の質問、意見をいただきました。

まず一つ目は、温室効果ガスについてのご質問、ご意見をいただきました。

温室効果ガスについて、エネルギーの使用量をなるべく低減するような工夫を何かしているのかというご質問と、地球温暖化が進んでいる中で、エネルギーの使用量をなるべく低減することが大事かと思いますので、ぜひその点もご配慮いただきたいとのご意見をいただきました。

事業者回答としましては、清掃工場では、焼却廃熱を利用して蒸気をつくり、その蒸気から発電した電力を場内利用や売電しております。

今回の更新に当たっては、現在主流である蒸気の高温・高圧化により、発電効率を上げて、さらなる廃棄物エネルギーの有効利用を計画しておりますとの回答をいただいています。

二つ目は、エネルギー使用に関するご意見です。

高温の熱が大量に出てくると思うが、最近、その熱をどうやって発電につなげるのか、有効利用をするのかということがメインのお話になることが多いが、出た熱をできるだけ無駄にしないよう、焼却炉の断熱や建物自体の断熱についても考えていただきたいというご意見です。

事業者からは、施設の断熱を考慮しながら、エネルギー消費の少ない建物を建設したいと考えており、高断熱化及び高効率な建築設備の導入によるZEBについても検討しておりますとの回答でした。

三つ目は、電波障害についてです。

新しい建物が建ってから古い建物を解体するということで、両方が建っている時間が結構長くあると思うが、その場合の電波障害についてどのように対策するのかというご質問でした。

回答としましては、電波障害については、現地調査を行い、現況を把握いたします。予測では、新工場のみの場合と、現工場と新工場が存在する場合の両方を評価いたしますということです。

四つ目は、廃棄物についてのご質問です。

撤去建物について、騒音や振動という解体に係るものも出てくるのではないかと思うが、そこをどのように考えているのかというご質問です。

事業者回答としましては、今回、解体工事については環境影響評価の対象ではないため、解体工事に係る振動、騒音につきましては、工事の規制基準等を準拠する形で工事を進める予定ですとの回答です。

五つ目は、大気質、騒音についてのご質問です。

施設稼働後の交通量の変化が現行とどのように変わるのかを評価するときには現行とかなり変わるの、広域で石狩のごみを発寒清掃工場に運ぶという点かと思うが、その点の変化を評価して盛り込んでいくという考え方でよいかというご質問でした。

回答といたしましては、石狩市、当別町からのごみを受け入れるため、当該市町からの搬出入車両の影響を受ける沿道でも大気質、騒音及び振動の予測を行います。現時点では具体的なルートが決まっていないため、準備書段階で清掃工場への搬入ルートを検討し、予測に反映いたしますとのことです。

以上、前回の振り返りでした。

○坪田会長 ありがとうございます。

二つ目の回答にあるZ E Bというのは何ですか。

○事業者（札幌市環境局環境事業部） 環境局施設建設担当課長の嶋原です。

Z E Bについてですけれども、省エネルギーの取組の一つで、建物を建てる時に既存の消費エネルギーに対して削減効果を図るものになっておりまして、その削減効果によって、例えば、50%の削減についてはZ E B R e a d yといった評価をするような取組になっております。

今回の清掃工場につきましては、1万平米を超える工場という扱いになりますので、40%削減を目指したZ E B O r i e n t e dという評価を目指して省エネルギーを図っていくことを目標にしております。

○坪田会長 分かりました。

引き続き、事業者から住民説明会及び見解書についてのご説明をお願いいたします。

○事業者（札幌市環境局環境事業部） 環境局施設建設担当課長の嶋原でございます。

私から、方法書説明会のご報告と見解書についてご説明させていただきます。

まず、説明会についてですけれども、お手元の資料1-2をご覧ください。

開催日につきましては、令和6年9月4日水曜日の18時30分から約1時間程度となっております。

開催場所については、発寒清掃工場で開催しております。

参加者については、一般の参加者が5名でした。

説明会の中でいただいたご意見、ご質問につきましては、別紙1をご覧ください。それぞれ読み上げてご説明させていただきます。

まず一つ目ですけれども、方法書7-16ページから17ページ、大気質に係る項目についてです。

ご意見としては、大気質や悪臭の調査地点として、清掃工場の北西や南東側の小学校の

み保全対象となっているが、近くにあるほかの小学校が対象外なのはなぜかというご質問です。

回答につきましては、調査地点は清掃工場付近の風向を基に設定しており、南北方向の風が卓越し、煙も南北方向に広がると考えられているため、その方向に調査地点を設定しています。また、調査地点の距離は、清掃工場の煙突が100メートルであることを考慮して、シミュレーションの結果から高濃度が想定される位置を設定しています。準備書の予測では、面的に結果を示すため、任意の地点での濃度の傾向を把握していただけると考えておりますという回答になっております。

二つ目は、同じく方法書7-16から17の大気質についてです。

質問としては、調査地点として、清掃工場に近い小学校や弱者が生活する施設などは対象にしないのか。住んでいる者としては心配であるというご意見です。

回答としましては、今回、現地調査を行わなかった地点でも、予測結果で影響が大きいと思われる地点であれば、事後調査で調査地点を移動させたりすることは可能です。また、いろいろなご意見を伺った上で、最終的に本方法書を確定いたします。

三つ目は、方法書7-96ページの電波障害についてです。

今までと煙突の位置が変わり、電波の反射する場所も変わると思う、それにより電波障害が起きた場合はどのような対処がされるのか。

回答ですが、ケーブルテレビのように有線での引き込みや共同アンテナ等の設置が考えられます。予測や事後調査の中で確認して事業者が対処することになります。

続いて、四つ目です。

方法書2-8から15ページ、事業の必要性及び計画の概要についてです。

意見としましては、基本計画書、基本設計書、実施設計書はいつ頃できるのか。ホームページで見られるのか。

回答としましては、基本計画書は、今年度内におおむねの計画概要を策定する計画になっています。最終的には来年度早々くらいに策定する計画です。基本計画策定後はホームページで公表いたします。基本設計書、実施設計書は工事が始まる令和9年度以降に事業者が設計を行いますが、こちらは公表の予定はありません。

五つ目は、方法書2-13ページの施設排水についてです。

調査項目に水質がないが、焼却炉は水が出ないのかというご質問です。

回答ですけれども、発生した水は、公共下水道に排水する現工場と同じ方式のため、影響はないとして除外しております。

六つ目は、方法書7-4、10、18、25ページの大気質についてです。

ブルーム式、パフ式とは何かというご質問です。

回答としましては、大気汚染物質がどのように広がるのかを計算する式の名前となっております。

七つ目は、方法書7-103ページの人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

人と自然との触れ合いの活動の場の調査方法において関係機関へのヒアリングとあるが、具体的な関係機関とはどこかというご質問です。

回答としては、公園などを管理している市の担当者などになります。

最後の八つ目は、方法書7-104ページの人と自然との触れ合いの活動の場についてです。

人と自然との触れ合いの活動の場は、公園だけではなく、河川沿いの遊歩道なども地域住民はよく利用しているが、そのような公園以外の場所も対象になるのかというご質問です。

回答ですが、今回の事業の影響としては、煙突の位置が少し変わって見えるくらいだと思われるので、人と自然との触れ合いの活動の場として大きな影響があるとは考えられないため、対象とはしていません。

方法書の説明会については、以上のようなご報告になります。

続いて、見解書のご説明をさせていただきますので、資料1-3をご覧ください。

意見書としましては、提出期間として令和6年8月7日から9月19日の間に受け付けておりまして、提示された意見書としては1件になります。

意見書と見解につきましては別紙のとおりでございまして、該当箇所としては、方法書7-16から17ページの大気質についてでございます。

意見としましては、本環境影響評価方法書では、煙突排出ガスに係る大気質の調査地点を卓越風方向、北西から南東に設定している。煙突や建物などの風下に生じる渦領域でのダウンウォッシュや様々な気象条件も考慮し、事業実施近傍の医療・文教施設等保全すべき対象地点を大気質調査・予測地点に加えてくださいというものです。

見解としましては、清掃工場の煙突から排出されるガスについては、健康被害等が生じないよう法令等により厳しい基準値が設けられており、現発寒清掃工場は当該基準値を十分に満たしております。

また、発寒清掃工場更新事業では、環境影響評価配慮書第5章1(1)大気質において、煙突排出ガスが周辺地域に与える影響を確認するための大気質予測を行い、長期濃度及び短期濃度のいずれも問題がないことを確認しております。大気質予測は、事業実施区域から北西約5キロメートルにある山口観測所の気象観測結果を用いており、煙突排出ガスはおおむね北西及び南東方向に広がることを確認しております。また、ダウンウォッシュやダウンドラフトは比較的風が強いときに起きる現象であることも踏まえ、方法書では大気質の現地調査地点として事業実施区域の北西及び南東方向を設定しましたが、今回ご意見としていただいた内容を踏まえ、近傍の調査地点について追加の検討を行います。

なお、方法書で定めた計画どおりに予測を行うことで、医療・文教施設等だけではなく、任意の地点での濃度の把握が可能です。また、配慮書では、大気質予測の気象条件に山口観測所の結果を用いておりますが、方法書の次の段階である準備書では、事業実施区域で1年間気象観測した結果を用いるため、より実態に近い予測結果が得られる計画としてお

ります。

調査地点の追加の検討につきましては、エヌエス環境よりご説明させていただきます。
○事業者（エヌエス環境株式会社） 続きまして、配付資料の（４）補足説明資料、大気
質調査地点の追加についての資料をご覧くださいませうか。

見解書の中で近傍の調査地点について追加の検討を行いますとしましたので、その検討
をした結果になります。

今、下に7-16ページと書いてある表7-1-1-21をご覧ください。

検討した結果、オレンジ色で着色した⑥と⑦を追加しております。

見解書にも示しましたとおり、大気質の施設の稼働における煙突排出ガスの影響につい
ては、環境影響評価配慮書の中で最寄りの山口気象観測所の条件を用いて予測を行って
おります。

結果は、環境基準等と比較して十分低い値であることを確認しており、また、煙突排出
ガスは、主に北西方向、南東方向に広がることを確認しております。

これを踏まえまして、方法書では現地調査地点を設定しております。しかしながら、短
期の高濃度については一時的な気象条件でも発生することから、主風向とは異なる方向に
も出現する可能性があると考えられます。

方法書の中では、ご覧いただければ3-12ページにあるのですけれども、山口観測所
の風配図がありまして、これを確認すると、頻度こそ少ないものの、北東や南西にも弱い
風が少し観測されております。

そこで、大気安定度、不安定時や逆転層崩壊時など、風が弱いときに高濃度が発現する
ということを念頭に置いて、北東及び南西にも地点の追加を検討しました。

距離については、環境影響評価配慮書で実施した大気安定度、不安定時の予測結果を参
考として、煙突からおおむね850メートル前後の文教施設や公共施設で実際に大気質調
査が可能と思われる地点を追加で選定しました。⑥と⑦が追加した地点になります。

大気質調査では、現地に測定機器を設置することが必要であるため、現状では、比較的
スペースのある学校施設を選定していますが、⑥地点だけについては、近隣に学校施設が
ないものですから、公園を選定しています。

通常の環境影響評価では、現地調査は現状把握を目的として実施する機会が多いと思
いますけれども、今回の場合は現工場がメインで稼働しておりますので、現工場の調査にも
なるため、地元の皆様により安心していただくため、煙突の4方向で調査を行いまし
て、現工場の影響も併せて把握するような2地点を今回検討して追加することといたしま
した。

以上で説明を終了いたします。

○坪田会長 ご説明をありがとうございました。

それでは、ここまでの説明について、あるいは、新たな項目でも結構ですので、委員
の皆さんからご意見があれば伺いたいと思います。

意見がある方は、手を挙げるボタンを押してお知らせください。

なお、方法書の項目として、大気質のほか、騒音、振動、悪臭、景観、温室効果ガスが選定されていますので、それらの項目を中心に環境保全の見地からご意見等をいただければと思います。当審議会として答申を形成する必要がありますので、ご協力のほどをお願いいたします。

それでは、何かご意見がある方はいらっしゃいますか。

○秋山委員 ご説明をいただいてありがとうございます。

いろいろと見直して、地点を増やす等の対応をしていただけるということで、非常にいいことかなと思って聞いておりました。

前回質問した件で、交通量のルートがいろいろ変わるのではないかという点について、準備書のほうでいろいろ検討をしていただくということで、それは準備書のほうでぜひやっていただきたいと思います。

そこで、方法書の中で、7-25ページのところに廃棄物の搬出入の項目があるのですけれども、搬出入の予測をどのように行うのか、簡単に説明していただきたいと思います。

○事業者（エヌエス環境株式会社） 廃棄物の搬出入の量ですけれども、現在、現工場がごいますので、基本的には同じようなルート、同じような台数になると思いますが、新たに石狩市と当別町のごみの分が増えますので、これをどういうふうに誘導していくかというルートを設定して、このルートで来てくださいという感じをお願いしてという決め方をしていくと思います。それに基づいて、この道路で何台増えるというようになると思いますので、そこに受け入れる分の台数を加えまして、騒音とか振動とか大気質の予測をするようなイメージで今は考えています。

○秋山委員 個別の道路について、いっぱい増えるところとそんなに増えないところという仕分けをするのか、それとも、今回は取りあえず一律で計算してみて、正式に決まった後に準備書でももう少し細かいところをやるのか、方法書の段階でどのレベルまで予測されるのかということに興味があったので、お聞きしました。

○事業者（エヌエス環境株式会社） 今の時点では、なるべく清掃工場に近いところに地点を取っていますので、大気も騒音も振動もそうなのですが、石狩市もしくは当別町から来る車は必ずここを通るところを、最終的に集積するところを地点として選定していますので、一番大きな影響を受けるところについては押さえられると思っております。

ただ、石狩市に近いところ、当別町に近いところで相当集合してしまう場所があれば、そこは準備書のときに追加で検討しなければいけないかもしれませんけれども、基本的には、分散してたものが、最後にどんどん集積していくというようなイメージです。

○秋山委員 分かりました。ありがとうございます。

○坪田会長 ほかにございますか。

○高橋委員 これは前回聞いておけばよかったのですが、今回の内容ではないところをお伺いします。

項目としては、低周波音についての7-73ページで、評価方法の選定理由とか評価指標などで低周波音問題対策の手引書を使用していると思います。こちらの手引書における参照値については、平成20年ぐらいに環境省から通知が出ていると思うのですが、その通知についてはどのように考えているのかということをお伺いします。

○事業者（エヌエス環境株式会社） 今、具体的にどの書類かというところまで思い当たりませんが、低周波音については、現在の調査は近傍でも何か所か実施しますので、その値は現工場が稼働している値ではありますが、新工場についてもそれ以上にはならないと思っていますので、まずは現地調査で現況を押さえます。

低周波音については、いろいろな評価があると思うので、G特性の評価と音圧レベルでの評価が手引だったのでしょうか、環境省から出ているものの記憶がないのですが、G特性と音圧レベルの両方で、人が感知できるか、ほかに参考の値が出ていたと思いますので、そういう値と比較して現在の状況の評価することになると考えております。

○高橋委員 先ほど言った通知というのは、本当にざっくり言ってしまうと、手引書に使っているような数値等をこういったものの評価に使うのはやめましょうという通知だったと思うのです。それをあえてここに持ってきているというのは、どういう考えからなのかということをお伺いしたかったのです。

○事業者（エヌエス環境株式会社） 今、稼働している状況を押さえるということが大事かと思うのですが、その評価指標があって何と比べるかというのが何もない状況だとどうにも評価のしようもないので、環境保全目標という明確なことで設定するというより、参考事例として載っている値が多いので、そういうものと比べてどういう範囲にあるのかということをお伺いしたいと思います。

○高橋委員 それ以上は言いようがないのですが、非常に心配するのは、例えば、G特性が92より下だから大丈夫だという話には一切ならないということをお伺いしたいと思います。普通の方がそれを見たときに、この値をクリアしているから大丈夫なのだという理解をされないようにしていただきたいという意見です。

○坪田会長 その辺は、今後、十分に配慮していただきたいと思います。

ほかにご意見はございますか。

全体を通じてでも結構ですので、何かあればお願いします。

（「なし」と発言する者あり）

○坪田会長 ないようですので、質疑に関してはここまでとさせていただきます。

それでは、この後、答申も含めましてどのようなスケジュールで進めていくのか、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（坂田環境共生担当課長） 今回の審議会でご審議いただきましたご意見等を取りまとめて、11月中旬から12月を予定しております次回審議会でご答申案として正式にご提示させていただきたいと存じます。

なお、追加のご意見がございましたら、来週中に事務局宛てにご連絡をお願いしたいと

思います。

○坪田会長 もし追加のご意見があれば、来週中にお願いいたします。

それでは、事務局で本日の審議内容を整理して、次回の審議に向けた資料等の準備をお願いします。作業の進み具合にもよりますが、その間、事務局と委員の皆様とメール等でやり取りをさせていただく場合があると思いますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、発寒清掃工場更新事業環境影響評価方法書の第2回目の審議を終了します。

本日の審議はここまでとさせていただきます。

進行を事務局にお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（坂田環境共生担当課長） 坪田会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様、熱心なご審議をどうもありがとうございました。

今回の審議会は、別途、日程調整をさせていただきますので、改めてご案内させていただきます。

なお、今年度ご審議いただく予定としておりました西部スラッジセンター更新事業につきましては、事業者を確認したところ、来年度への変更となることでしたので、他の案件がなければ、次回が第12次審議会の最後の開催となる可能性がございますので、お知らせさせていただきます。引き続き、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

以 上